

大野城市雑餉隈町区規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本区は雑餉隈町区と称し、区内の住民をもって組織し、事務所を区公民館（以下「公民館」という。）におく。

(目的)

第2条 本区は区住民相互の融和と親睦を図るとともに、区住民の積極的な協力により環境の整備と福祉の増進を図り、もって区及び市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本区は前条の目的を達成するため、下記の事業をおこなう。

- (1) 区住民の福祉の増進、環境衛生の改善及び防災、防犯等に関すること。
- (2) 公民館活動及び区住民の学習活動に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

第2章 役 員

(役員)

第4条 本区に次の役員をおく。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 区長（公民館長兼務） | 1名 |
| (2) 副区長 | 1名 |
| (3) 主事（公民館主事兼務） | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 運営委員 | 12名以内 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

2 本区に顧問をおくことができる。顧問は役員会の同意を得て、区長が委嘱する。

(役員の仕事及び任期)

第5条 前条の役員の仕事は次のとおりとし、その任期は2年とする。なお、同条第1項第1号から第4号までの役員（以下「四役」という。）については、同一職における引き続いての再任を1回に限り認めるものとし、運営委員及び会計監査（以下「他の役員」という。）については再任を妨げない。

- (1) 区長は区を代表し、区及び公民館業務を統括する。
- (2) 副区長は区長を補佐し、区長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 主事は、区及び公民館の運営や活動の指導助言を行う。
- (4) 会計は、本区の会計経理を掌理する。
- (5) 運営委員は区長の諮問に応じ重要事項を審議するとともに、本区の事業の企画運に参画し、これを分担して執行する。
- (6) 会計監査は、本区の会計を監査する。

2 役員に欠員を生じた時は、ただちに補充するものとする。ただし補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第6条 役員のうち四役は、区長経験者及び運営委員代表2名の合計7名以内で構成する「選考委員会」で選出し、総会で決定する。

2 他の役員は四役で協議のうえ選出し、総会で決定する。

3 四役が任期中途で退任した場合も、その後任は第 1 項の選考委員会で選出する。また他の役員が任期中途で退任した場合も、その後任は前項の四役の協議で選出する。

ただし、これらの場合は選出した後任を区住民に通知することをもって総会の決定にかえることができる。

第 3 章 会 議

(会議)

第 7 条 本区の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 組長会

(会議の開催)

第 8 条 前条のおのおのの会議は、次により開催する。

- (1) 総会は本区の最高議決機関とし、年 1 回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。この場合は、各組から 2 名ずつ選出された代議員による総会とする。
- (2) 役員会は第 4 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの役員で構成し、総会に付議する事項及び区長の諮問に応じて重要事項等を審議する。
- (3) 組長会は区長の指示のもとに、日常、組の運営等にあたる。

(会議の成立及び議決)

第 9 条 総会は、全世帯の 4 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。ただし委任状により権限を委任することができる。

2 代議員による臨時総会は、代議員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし委任状により権限を委任することができる。

3 役員会は、定員の過半数の出席がなければ成立しない。

4 本区の全ての会議は、出席者の過半数の同意を得なければならない。ただし、本規約の改正については、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 4 章 会 計

(会計年度)

第 10 条 本区の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

第 11 条 本区の予算は総会において議決し、決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

(区費)

第 12 条 区住民は世帯毎に区費を収めるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、これを減免することができる。

2 区費の額は総会において決定する。

(運営費)

第 13 条 本区の運営に要する経費は区費、補助金、公民館使用料及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 5 章 雑 則

(委任)

第 14 条 この規約の施行に関し必要な事項は、区長が役員会に諮り定める。

附則

- 1 この規約は昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約は昭和 44 年 4 月 1 日一部を改正する。
- 3 この規約は昭和 44 年 5 月 24 日一部を改正する。
- 4 この規約は昭和 50 年 3 月 8 日一部を改正する。
- 5 この規約は昭和 62 年 4 月 20 日一部を改正する。
- 6 この規約は平成 5 年 6 月 3 日一部を改正する。
- 7 この規約は平成 6 年 4 月 24 日全部を改正する。
- 8 この規約は平成 17 年 4 月 10 日一部を改正する。
- 9 この規約は平成 18 年 4 月 9 日一部を改正する。